

国内CMS専用 ValueDoor に関する特約（2012年2月1日制定）

申込者（以下「甲」という）が、株式会社三井住友銀行（以下「乙」という）の提供する「法人向けインターネット窓口 ValueDoor」（以下、「ValueDoor」という）および「三井住友銀行の国内CMS」（以下、「国内CMS」といい、ValueDoor および国内CMSによるサービスを「本サービス」という）の一部のサービスの利用を、甲の子会社・関連会社等（以下「丙」という）へ許容するにあたり、甲は、「ValueDoor 利用規定」および「国内CMS利用規定」（以上を総称して、以下「利用規定」という）の各条項のほか、以下の規定を遵守するとともに、丙に遵守させることを確約します。

第1条 ValueDoor ID およびパスワードの開示

- (1) 甲は、ValueDoor および国内CMSを丙に利用させるため、丙に対して、乙が甲に交付した ValueDoor ID およびパスワードを開示するものとし、丙は当該 ValueDoor ID およびパスワードを用いて、甲に代わって利用規定に定める各種サービスを利用するものとする。
- (2) 甲は、本サービスにおいて利用できる ValueDoor 認証のうち、パスワード認証の利用のみを、丙に対して許容するものとし、電子認証およびICカード認証の利用を許容しないものとする。

第2条 乙の免責等

乙が甲に交付した ValueDoor ID およびパスワードを用いて、利用規定に定める本人確認を経た後に行なわれた一切の取引については、乙は、甲自身による取引とみなして、丙による手続ミス、権限の濫用その他本約定に基づく取扱による一切の事故、または ValueDoor ID、その他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために甲または丙に生じた損害については、乙は一切責任を負わないものとし、また乙に生じた損害については、甲が補償するものとする。

第3条 本取扱の停止等

以下各号に定める事由が一つでも生じた場合、乙は、甲および丙に通知することなく本約定に基づく取扱を停止することができる。

- (1) 甲と乙との国内CMSの利用契約が解約されたとき。
- (2) 甲または丙が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、その他甲または丙の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断したとき。
- (3) 甲または丙が本約定の各条項に違反したとき。
- (4) 甲または丙が解散その他営業活動を休止したとき、あるいは住所変更の届出を怠る等により、所在が不明となったとき。
- (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (6) 丙による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・変更等により、本サービスの利用中止を必要とする相当の事由が生じたとき。

第4条 利用規定の適用

本約定に定めのない事項については、利用規定により取り扱うものとする。本約定に定める用語については、本約定に特別の規定がない限り、利用規定と同一の意味とする。

以上